

岩手県告示第338号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護又は介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和6年6月14日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 認知症対応型共同生活介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
特定非営利活動法人いわ い地域支援センター	一関市大東町摺沢字但馬 崎80番地1	グループホームすりさわ	一関市大東町摺沢字但馬 崎25番地16	令和6年2月1日

2 介護予防認知症対応型共同生活介護

介護予防事業者		介護予防事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
特定非営利活動法人いわ い地域支援センター	一関市大東町摺沢字但馬 崎80番地1	グループホームすりさわ	一関市大東町摺沢字但馬 崎25番地16	令和6年2月1日